

食料産業・6次産業化交付金の配分基準について

農林水産省食料産業局長通知

制定 平成30年3月30日 29食産第5356号

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定める事業の実施に必要な交付金の配分基準を次のとおり定める。

第1 都道府県配分額の決定

実施要綱第5の1及び2に規定する事業実施計画について、別表1の区分欄に掲げる事業ごとに別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、推進事業（別表1の1-1から4までに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び整備事業（別表1の5及び6に掲げる事業をいう。以下同じ。）ごとに事業の予算額を区分し、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

なお、評価項目に「不選定」の項目がある事業実施計画については、交付金の配分の対象としないこととする。

1 継続事業に対する配分

別表1の4に掲げる実証事業の実施期間が2カ年必要とする場合、2年度目の事業実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに配分する。

2 事業実施計画に対する評価に応じた配分

(1) 予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。

ア 優先枠の取組に対する配分

次の(ア)から(ウ)までに掲げる優先枠の対象となる事業実施計画については、ポイントの高い順に並べ、優先枠の予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

(ア) 別表1の5に掲げる事業のうち中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される地域経済へ波及効果を及ぼす取組に係る優先枠

(イ) 別表1の1-2に掲げる事業及び別表1の5に掲げる事業のうち有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組に係る優先枠

(ウ) 別表1の4に掲げる事業のうち豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項により規定する豪雪地帯で実施される取組に係る優先枠

イ 優先枠以外の取組に対する配分

アの合計額を除いた予算の範囲内で、アの優先枠の対象とならない事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し配分した額

- (2) (1) のアにおいて、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に配分する。
- (3) (1) のアにより配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には (1) のアによる予算配分を行わないこととし、予算配分が行われなかった事業実施計画については、(1) のイにおける算定の対象とする。
- (4) (1) のイにより配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり整理した上で各事業の要望額の小さい順に、事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

ア 推進事業については別表 1 の 1 - 1 から 4 までに掲げる事業ごとに、整備事業については別表 1 の 5 及び 6 に掲げる事業ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた名簿を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。

イ アで算定した事業ごとの要望額の総額を各整数で順次割り算して得た全ての数値のうち、最も大きい数値順に順位付けを行う。

ウ イの順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。

3 配分結果の公表

1 及び 2 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して以下の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント (ボーダーライン)

4 留意事項

- (1) 別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する審査基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- (2) 配分対象となった事業実施計画以外は、事業を実施できないものとする。
- (3) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長のことをいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 前々年度不用額の配分額への反映

都道府県に配分した交付金の効率的な予算執行を推進するため、前々年度の都道府県における交付金の不用額率（前々年度不用額／前々年度割当額×100）が40%以上の都道府県に対して20%を上限に交付要望額に減額の反映をさせるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

第3 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について（平成25年5月16日付け25食産第626号農林水産省食料産業局長通知。以下「配分基準」）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の配分基準の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお、従前の例による。

別表 1

区	分
1 - 1	加工直売の支援体制整備事業
	(1) 6次産業化等に関する戦略の策定
	(2) 人材育成研修会の開催
	(3) 商談会等の開催支援
1 - 2	加工・直売の推進支援事業
	(1) 加工適性のある作物導入
	(2) 新商品開発・販路開拓の実施
	(3) 直売所の売上向上に向けた多様な取組
	(4) 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大
	(5) 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発
2	地域での食育の推進事業
3	バイオマス利活用推進事業
4	営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業
5	加工・直売施設整備事業
6	バイオマス利活用施設整備事業

別表2（事業実施計画に対する評価の基準）

1 加工・直売の支援体制整備事業及び加工・直売の推進支援事業

評価項目及び配点基準		ポイント
【有効性】	① 事業の目的が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」に資する取組となっているか。 ア 事業の目的が「加工・直売分野における市場規模の拡大」に資するものとなっている。 イ 事業の目的が「加工・直売分野における市場規模の拡大」に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。 ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	5 3 不選定
	③ 事業が「農山漁村の所得向上や雇用の増大」に効果があるか。 ア 地域農業や地域経済への波及効果が十分期待できる。 イ 地域農業や地域経済への波及効果が期待できる。 ウ 地域農業や地域経済への波及が期待できない。	5 3 不選定
【費用対効果】	④ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。 ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。 イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果が期待することができる。 ウ 事業費が過大である。	5 3 0
	⑤ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 事業の目的に見合った数値目標であり、実現性の観点から適当と認められる。 イ 数値目標の実現性がある程度期待できる。 ウ 数値目標について、実現性の観点から適当でない。	5 3 不選定
	⑥ 事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。 ア 目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。 イ 目標の達成状況の検証が見込まれる。 ウ 目標の達成状況の検証が見込まれない。	5 3 不選定
【継続性】	⑦ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。 ア 6次産業化等事業の継続性が十分期待できる。 イ 6次産業化等事業の継続性が概ね期待できる。 ウ 6次産業化等事業の継続性が期待できない。	5 3 不選定
	⑧ 事業で実施する各種取組にモデル性があるか。 ア 取組内容が地域において新規性があり、波及することが十分に期待できる。 イ 取組内容が地域において新規性があり、波及することが期待できる。 ウ 取組内容に新規性がない、又は、新規性があっても波及が期待できない。	5 3 0
	【独創性・先進性】	

【関連性】	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。	
	ア 六次産業化・地産地消法に基づき認定された総合化事業計画の取組であること。	3
	イ 農商工等連携促進法に基づき認定された農商工等連携事業計画の取組であるか。	3
	ウ 事業実施主体又は事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。（新商品開発・販路開拓の実施の場合、事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に則した取組であるか。）	2
	エ 事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域であるか。（新商品開発・販路開拓の実施の場合、事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置づけられているか。）	2
	オ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。	2
	カ 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置づけられた取組であるか。	2
	キ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であるか。	2
	※アからキのいずれかに該当した場合に最高2ポイント（ア又はイに該当した場合は、最高3ポイント）を加算できるものとする。	

2 地域での食育の推進事業

	評価項目及び配点基準	ポイント
【有効性】	① 事業の目的が第3次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県が策定した食育推進計画の実現に資するものとなっているか。	
	ア 目的が第3次食育推進基本計画及び都道府県の食育推進計画の目標達成に資するものとなっている。	5
	イ 目的が第3次食育推進基本計画及び都道府県の食育推進計画の目標達成に資するものとなっていない。	不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。	
	ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。	5
	イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	3
ウ 課題の捉え方、又は目的の設定が適切でない。	0	
【効率性】	③ 事業が「国産農林水産物や地域の食品の価値の再発見」に効果があるか。	
	ア 十分な効果が見込まれる。	5
	イ 概ね効果が見込まれる。	3
ウ 効果が期待できない。	不選定	
【実現性】	④ 事業の実施内容に効率的な手法がとられているか。	
	ア 十分効率的な手法がとられている。	5
	イ 概ね効率的な手法がとられている。	3
ウ 効率的な手法となっていない。	0	
【実現性】	⑤ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。	
	ア 数値目標について、高水準かつ実現性の観点から適当と認められる。	5
	イ 数値目標について、実現性の観点から適当と認められる。	3
ウ 数値目標について、実現性の観点から適当でない。	不選定	

	⑥ 事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。 ア 目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。 イ 目標の達成状況の検証が見込まれる。 ウ 目標の達成状況の検証が見込まれない。	5 3 不選定
【普及性】	⑦ 取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されているか。 ア 取組の普及方法について、十分な普及効果が期待できる。 イ 取組の普及方法について、普及効果が期待できる。 ウ 取組の普及方法について、普及効果が期待できない。	5 3 不選定
【独創性・先進性】	⑧ 事業で実施する各種取組にモデル性があるか。 ア 取組内容が地域において新規性があり、複数の取組について波及することが十分に期待できる。 イ 取組内容が地域において新規性があり、波及することが期待できる。 ウ 取組内容に新規性がない、又は、新規性があっても波及が期待できない。	5 3 0
【関連性】	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 本事業の実施主体及び必要により他の関係者で構成する食育協議会を組織しているか（又は構成員となっているか）。 イ 事業対象地域において、全ての市町村で食育基本法に基づく市町村食育推進計画が策定されているか。 ※ア又はイに該当した場合に最高3ポイントを加算できるものとする。	3 3

3 バイオマス利活用推進事業

	評価項目及び配点基準	ポイント
【有効性】	① 事業の目的が「バイオマス産業都市における新産業の規模拡大」に資するものとなっているか。 ア 目的が「バイオマス産業都市における新産業の規模拡大」に資するものとなっている。 イ 目的が「バイオマス産業都市における新産業の規模拡大」に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。 ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	5 3 不選定
	③ 事業が「農山漁村の所得向上や雇用の増大」に効果があるか。 ア バイオマス利活用施設の整備により、地域農業や地域経済への波及効果が十分期待できる。 イ バイオマス利活用施設の整備により、地域農業や地域経済への波及効果が期待できる。 ウ 地域農業や地域経済への波及が期待できない。	5 3 不選定

【費用対効果】	<p>④ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。</p> <p>ア 経費を絞り込んだ事業規模であり、かつ事業全体が効果的である。</p> <p>イ 経費に見合った事業規模である。</p> <p>ウ 事業費が過大である。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【実現性】	<p>⑤ ⑥</p> <p>事業内容が、本事業で設定した目標に係る施設整備により見込まれる成果の達成に資するものとなっているか。</p> <p>ア 具体的な目標が設定され、施設整備による具体的な成果が見込まれ、実現性の観点から適当と認められる。</p> <p>イ 具体的な目標が設定され、施設整備による具体的な成果が見込まれ、実現性がある程度期待できる。</p> <p>ウ 具体的な目標が設定されておらず、施設整備による具体的な成果が見込まれず、実現性の観点から適当でない。</p>	<p>10</p> <p>6</p> <p>不選定</p>
【継続性】	<p>⑦ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。</p> <p>ア バイオマス利活用施設の整備後における事業の継続性が十分期待できる。</p> <p>イ バイオマス利活用施設の整備後における事業の継続性が概ね期待できる。</p> <p>ウ 事業の継続性が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【独創性・先進性】	<p>⑧ 事業において調査・設計等を行うバイオマス利活用施設について、「6 バイオマス利活用整備事業」の審査項目及び審査基準⑥に照らし、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。</p> <p>ア 波及効果が期待できる（対象施設が、「6 バイオマス利活用整備事業」の審査項目及び審査基準⑥の5ポイントに該当する。）。</p> <p>イ 波及効果が概ね期待できる（対象施設が、「6 バイオマス利活用整備事業」の審査項目及び審査基準⑥の3又は1ポイントに該当する。）。</p> <p>ウ 波及効果が期待できない（対象施設が、「6 バイオマス利活用整備事業」の審査項目及び審査基準⑥のいずれにも該当しない又は不選定に該当する。）。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【関連性】	<p>⑨ 他の施策と連携している取組であるか。</p> <p>ア 事業実施主体の所在する都道府県が「都道府県バイオマス活用推進計画」を策定しているか。</p>	<p>3</p>

4 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業

評価項目及び配点基準		ポイント
【有効性】	<p>① 事業の目的が「営農型太陽光発電の高収益農業の確立及び地域への普及」に資するものとなっているか。</p> <p>ア 事業の目的が「営農型太陽光発電の高収益農業の確立及び地域への普及」に資するものとなっている。</p> <p>イ 事業の目的が「営農型太陽光発電の高収益農業の確立及び地域への普及」に資するものとなっていない。</p>	<p>5</p> <p>不選定</p>

	<p>② 現状の課題等を正確に把握するとともに、事業実施内容が、課題解決に資する内容であるか。</p> <p>ア 課題の捉え方が正確であり、事業実施内容が課題解決に資する内容となっている。</p> <p>イ 課題の捉え方が正確であり、事業実施内容が概ね課題解決に資する内容となっている。</p> <p>ウ 現状の把握、課題の把握が行われていない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
	<p>③ 事業が「当該地域の農業指導や農地の一時転用許可の判断のための参考資料の作成」に資するものとなっているか。</p> <p>ア 事業が「当該地域の農業指導や農地の一時転用許可の判断のための参考資料の作成」に資するものとなっている。</p> <p>イ 事業が、ある程度「当該地域の農業指導や農地の一時転用許可の判断のための参考資料の作成」に資するものとなっている。</p> <p>ウ 事業が「当該地域の農業指導や農地の一時転用許可の判断のための参考資料の作成」に資するものとなっていない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【費用対効果】	<p>④ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。</p> <p>ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。</p> <p>イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果が期待することができる。</p> <p>ウ 事業費が過大である。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>
【実現性】	<p>⑤ ⑥</p> <p>事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。</p> <p>ア 具体的な目標が設定され、実現性の観点から適当と認められる。</p> <p>イ 具体的な目標が設定され、実現性がある程度期待できる。</p> <p>ウ 具体的な目標が設定されておらず、実現性の観点から適当でない。</p>	<p>10</p> <p>6</p> <p>不選定</p>
【普及性】	<p>⑦ 取組を普及組織の活動やホームページや広報誌、イベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業で得た成果の普及に当たり効果をさらに高めていることが示されているか。</p> <p>ア 地域内及び栽培作物や気候等の類似した他地域への効果的な普及方法が具体的に示されており、取組の普及方法について、十分な普及効果が期待できる。</p> <p>イ 取組の普及方法が示されており、取組の普及方法について、普及効果が期待できる。</p> <p>ウ 取組の普及方法について、普及効果が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【波及性】	<p>⑧ 事業で実施する各種取組に波及性があるか。</p> <p>ア 露地栽培で実証を実施するなど取組内容が、複数の取組の参考となることが十分に期待できる。</p> <p>イ 取組内容が、複数の取組の参考となることが期待できる。</p> <p>ウ 取組内容が、複数の取組の参考となることが期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>0</p>

【関連性】	<p>⑨ 他の施策と連携している取組であるか。</p> <p>ア 事業実施主体が再生可能エネルギーに関する戦略・基本計画を定めているか。</p>	3
-------	--	---

5 加工・直売施設整備事業

評価項目及び配点基準		ポイント
【安定性】	<p>① 事業実施主体の財務状況は安定しているか。</p> <p>ア 直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。</p> <p>イ 直近3年のうち1年以上黒字。かつ、直近の決算において債務超過となっていない。(アは除く)</p> <p>ウ 直近3年の経常損益が3年連続赤字である。又は、直近の決算において債務超過となっている。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【確実性】	<p>② 事業実施要件が具備（総合化事業等の計画、融資協議、関係許認可等）されているか。</p> <p>ア 事業を実施するための要件が十分具備されており、当初要望の場合は6月末までに、追加要望の場合は別途定めた期日までに事業が開始されることが確実である。</p> <p>イ 事業を実施するための要件が具備されており、当初要望の場合は8月末までに、追加要望の場合は別途定めた期日までに事業が開始されることが確実である。</p> <p>ウ 事業を実施するための要件について協議中で事業開始の見通しが立っていない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【確実性】	<p>③ 原料の調達（生産・供給体制）は確立されているか。</p> <p>ア 原料確保の計画の全量について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。</p> <p>イ 原料確保の計画量の一部について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。</p> <p>ウ 原料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【確実性】	<p>④ 製品の販路は、確保等されているか。</p> <p>ア 販売数量の概ね全量について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。</p> <p>イ 販売数量の一部について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。</p> <p>ウ 販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【確実性】	<p>⑤ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。</p> <p>ア 生産・加工・販売各部門それぞれに必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を複数配置している。</p> <p>イ 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した責任者を配置している。</p> <p>ウ 生産・加工・販売各部門に必要な能力や経験を保持した担当者を配置していない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>

【持続性・継続性】	⑥ 事業の持続性、継続性は見られるか。また、地域経済、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。 次のアからエに該当する場合は、それぞれ3ポイントを加算し、上限は5ポイントとする。	
	ア 事業実施主体の所在する市町村で「地産地消促進計画」または「食育推進計画」が策定されており、事業実施計画がそれに則した取組となっている。又は「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の申請と連携する計画となっている。	3
	イ 事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられている。	3
	ウ 事業実施計画書の中で、当該事業における商品製造過程において食品製造安全管理規定（HACCP等）を取り入れている。又は取り入れる計画となっている。	3
	エ 総合化事業計画又は農工商等連携促進事業計画において、輸出に向けた具体的な取組（輸出する新商品名、売上高目標及び輸出先国（地域）等）を位置付けている。	3

6 バイオマス利活用施設整備事業

評価項目及び配点基準		ポイント
【安定性】	① 事業実施主体の財務状況基盤は安定しているか	
	(1) 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等の場合	
	ア 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。	5
	イ 事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上が黒字であり、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。	3
	ウ 事業実施主体が直近の決算において債務超過となっておらず、かつ、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られている（ア又はイの場合は除く）。 このとき、親会社等は、直近3年の経常損益が3年連続赤字となっておらず、かつ、直近の決算において債務超過となっていないこと。	3
	エ 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている（事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について、事業実施主体の親会社等の保証が得られている場合を除く）。又は、直近の決算において債務超過となっている。	不選定
	(2) (1) 以外の場合	
	ア 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。又は、事業実施主体が地方公共団体である。	5
	イ 事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上が黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。（アは除く）	3
	ウ 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている。又は、直近の決算において債務超過となっている。	不選定

	② 事業実施要件は具備されているか。	
	ア 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、契約書等により、施設用地が確保されている。	5
	イ 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがある。	3
	ウ 資金調達計画ができていない、又は、施設用地の確保が見込まれない。	不選定
	③ 原料の調達（調達体制）は確立されているか。	
	ア 計画量の全量に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等により調達の確約がとれている。	5
	イ 計画量の一部に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で契約書や同意書等により調達の確約がとれており、それ以外からも今後調達する見込みがある。	3
	ウ 原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等による調達の確約がとれていない。	不選定
【確実性】	④ 製造された製品等（副産物を含む。）の販路、利用先の確保はされているか。	
	ア 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれている。	5
	イ 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。	3
	ウ 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用の確約がとれていない。	不選定
	⑤ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。	
	ア 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者の他、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。	5
	イ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。	3
	ウ 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にない。	不選定
【持続性・継続性】	⑥ 事業の持続性、継続性は見られるか。また、地域経済、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。	
	次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	(1) 新たな実用化技術を活用した施設整備	
対象施設が、平成 29 年 4 月に公表された新たな「バイオマス活用技術の現状とロードマップ」において新たに「実用化段階」とされた技術又は同ロードマップにおいて「5 年以内に実用化」とされた技術を活用するものである場合	5	
(2) 地域波及モデル施設整備		
対象施設が（1）に属さない場合であり、かつ、以下のうちいずれかに該当する場合		
ア 事業実施主体の属する都道府県内において、同種の原料を用いて同種の製造物の生産を行う施設が存在しない場合	5	
イ 事業実施主体の属する都道府県内において、同種の原料を用いて同種の製造物の生産を行う施設が存在するものの、当該施設から発生する熱等を地域の		

	<p>農業施設や公共施設等に供給する場合</p> <p>(ア) 熱及び電気供給を併せて行う場合</p> <p>(イ) 複数の施設に熱供給を行う場合</p> <p>注：熱供給については、当該施設内における熱利用は含まない。</p> <p>ウ 事業実施主体の属する都道府県内において、同種の原料を用いて同種の製造物の生産を行う施設が存在するものの、当該都道府県内の中山間地等（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 3 の対象地域）において取組事例のない製造物利用（副産物利用を含む）を行う場合</p> <p>エ アからウのいずれにも属さない場合において、事業実施計画書に、事業実施主体の属する都道府県内において他団体の模範となるような具体的な波及効果に関する記載がある場合</p> <p>(ア) 複数の具体的な波及効果が見込まれる場合</p> <p>(イ) 単一の具体的な波及効果が見込まれる場合</p> <p>(ウ) 具体的な波及効果が見込まれない場合</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>不選定</p>
--	--	---